

(建設工事用)

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項第 2 号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、建設工事請負契約書第 54 条第 2 項及び第 6 項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 3 第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、建設工事請負契約書第 53 条の規定を適用し、同条第 3 項及び第 8 項中「第 47 条」を「特定の違法行為に関する特約条項第 1 項」と読み替える。

(賠償の予約)

- 4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 による刑が確定したとき。

(2) 刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 61 条第 1 項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第 62 条第 1 項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第 3 条第 1 項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前 2 号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

- 5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 6 第 1 項の規定による違約金又は前 2 項の規定による賠償金の徴収については、建設工事請負契約書第 59 条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

- 7 受注者が共同企業体であるときは、第 4 項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。
- 8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第 4 項の規定による賠償金を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負う。